

令和3年度豊田市立寿恵野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

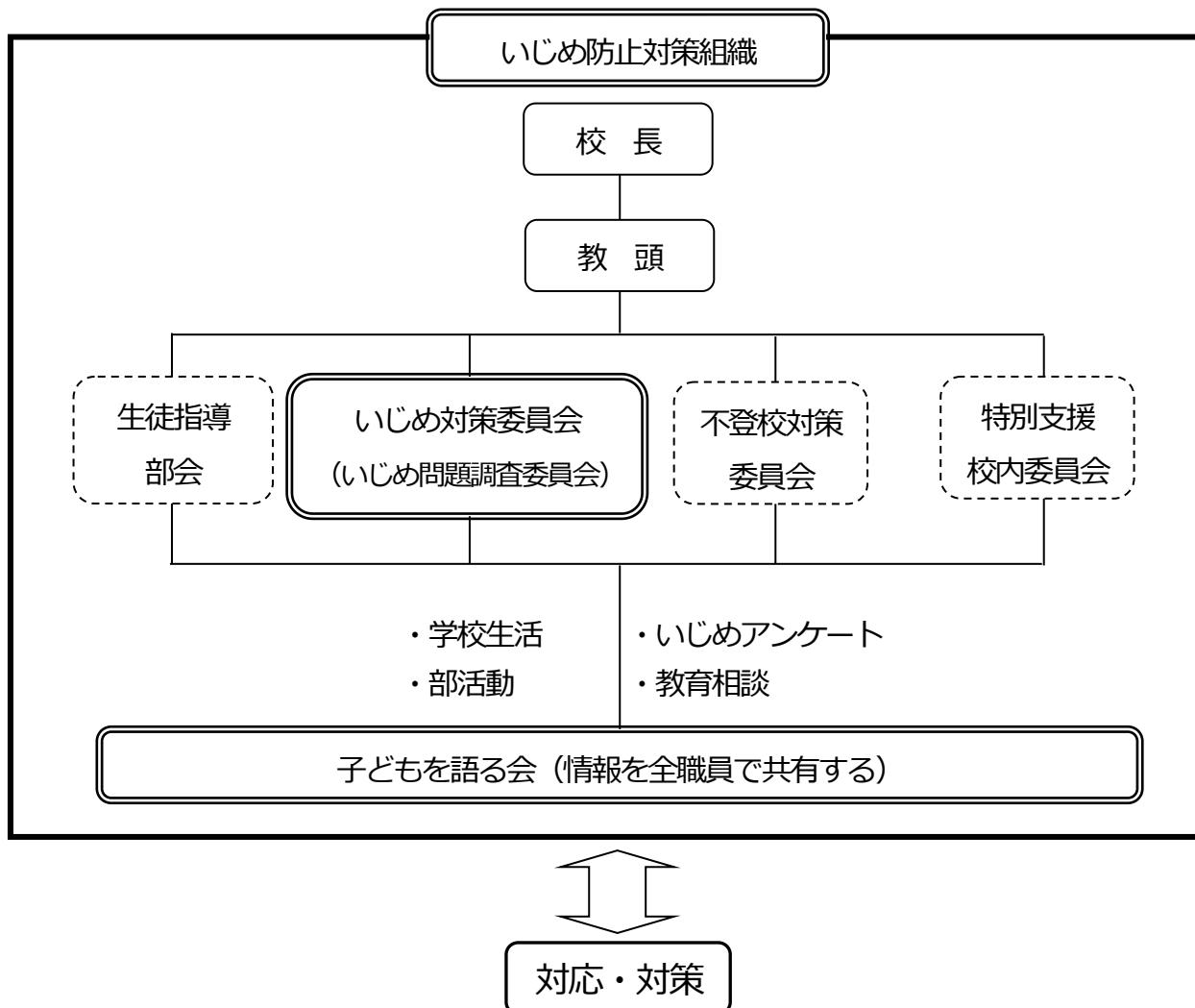
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃から小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係と、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童一人一人の心の居場所があり、安心して生活ができる学校、いじめのない学校の実現を目指す。

2 いじめ防止対策組織

校内に、「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのもととなりそうな小さな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。「いじめ対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教育相談コーディネーター、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、保健主事、養護教諭等である。必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）等を加える。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。（3か月を目安とする。）

(2) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(3) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 定期的（4, 5, 9, 11, 2月の年5回）に開催する。
- イ いじめの事実への対応が求められる場合については「いじめ対策委員会」を随時開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 子どもが自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの対策に資する活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活アンケートや教育相談を定期的（5, 9, 1月の年3回）に実施し、児童

の小さなサインを見逃さないように努める。

- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- オ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」をホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

（3）いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、豊田市青少年相談センター（パリエとよた）、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田市いじめ防止対策委員会の委員やとよた子どもの権利相談室の専門家等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- （1）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、教育委員会の指導を受け、早期解決を図る。
- （2）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な構成員で支援指導体制を整備するとともに、専門家等を加えるなどして対応する。
- （3）調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- （1）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- （2）教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月・12月）、保護者への学校評価アンケートを年に1回（11月）実施する。結果については、いじめ対策委員会で検証を行う。

6 その他

- （1）いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- （2）「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- （3）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

<取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生を祝う会	○身体測定 ○ミニ通学団会	○個別懇談会
5月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)		○「学校生活アンケート」 ○教育相談週間 ○ミニ通学団会	
6月			○キャンプ(5年)	○ミニ通学団会	○学校公開日
7月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証		○ミニ通学団会	○個別懇談会
8月		○いじめに関する校内研修			
9月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○修学旅行(6年)	○「学校生活アンケート」 ○教育相談週間 ○身体測定 ○ミニ通学団会	○学校公開日
10月			○運動会	○ミニ通学団会	
11月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○5年学習発表会		○保護者への学校評価アンケート
12月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○6年学習発表会 ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会
1月			○2年学習発表会 ○3年学習発表会	○「学校生活アンケート」 ○教育相談週間 ○身体測定	○校内書き初め展
2月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会) ○自己評価	○1年学習発表会 ○4年学習発表会		○学校公開日 ○個別懇談会
3月		○アンケート、自己評価の結果の検証による「基本方針」の見直し	○6年生を送る会		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○学び合いの授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記指導	○見守り隊による登下校の見守り活動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。